



よくあるご質問

教育・保育給付支給認定

Q 保育標準時間と保育短時間は途中で変更できますか？

A 保育を必要とする時間が変更になれば申請できます。変更希望月の前月最終営業日までに、教育・保育給付支給認定申請内容変更届書と教育・保育給付支給認定申請書兼保育所等利用申込書(変更)をご提出ください。

保育所等について

Q 認可保育所の中でも区立と私立、公設民営ではどんな違いがありますか？

A 区立保育所は区が設置し、区採用の保育士が保育をする保育所です。私立保育所は、社会福祉法人や民間事業者、個人が運営する保育所です。公設民営保育所は、施設自体は区が設置していますが、運営は民間事業所に委託している保育所です。三者とも、都及び区から認可を受けているため、基本的な保育内容や基本保育料に違いはありません。

Q 認定こども園とは何ですか？認可保育所とどう違いますか？

A 認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持った施設です。3～5歳クラスの幼稚園的利用とは別に、保育所利用も0～5歳クラスまでであるため、保育所利用に通う方については、他の認可保育所と大きな違いはありません。3～5歳クラスの概ね9時～14時頃までの共通時間は、一緒のクラスで教育・保育を受けます。

Q 地域型保育事業の連携施設とは何ですか？

A 地域型保育事業は、保育における支援や3歳児クラスに進級する施設として、認可保育所等の連携施設を設定することになっています。



連携施設についてはこちらから



入園申込み

Q 保育所等の空き状況を教えてください。

A 中野区ホームページの保育所等の利用募集・空き情報の記事でお知らせしています。毎月更新されます。

Q 親族の自営業を平日は毎日手伝っていますが、給料はもらっていません。「就労」として認められていますか？

A ボランティアや手伝いなど収入を伴わない場合は、「就労」としては認められません。

Q 「求職中」で申込みをしましたが、入園できなかったために、認可外保育施設に預けて就職しました。届け出は必要ですか？

A 区様式による届け出が必要です。「変更届」と「教育・保育給付支給認定申請書兼保育所等利用申込書(変更)」に変更事由を記載の上、「就労証明書」と「受託証明書」を一緒にご提出ください。
申込み有効期限内に申込み内容に変更が生じた場合は、必ず「変更届」に変更事由を記載の上、関係書類のご提出をお願いいたします。書類提出締切日までに提出があり、内容確認できましたら、利用調整の指数に反映いたします。

Q 4月1次利用調整で希望順位の低い保育所等に決定しました。1次利用調整の決定を確保したまま4月2次利用調整の対象となりますか？

A 1次利用調整の決定を確保したまま2次利用調整の対象とすることはできません。2次利用調整で上位希望の保育所等を希望する場合は、2次利用調整の締切日までに1次利用調整で決定した保育所等の辞退届を提出してください。なお、辞退した後に引き続き保育所の申請をされる方は、改めて申請書類の提出が必要になります。

Q 利用保留通知書が必要です。どのようにすれば発行されますか？

A 保育所等の利用申込みを行った上で、利用保留になった場合に発行します。申込みがない場合には発行ができません。

Q 会社から、区の利用保留通知書では育児休業延長の手続きの必要書類として認められないと言われました。別様式・別文言での発行は依頼できますか？

A 「通知書類の発行について」を提出し、必要とされる書面内容を依頼してください。内容によっては承ることができない場合があります。発行には1週間～10日ほど要します。

Q 認可保育所等の申込みを考えていますが、認証保育所等認可外保育施設や幼稚園も申込みますか？

A できます。直接各施設に申込みをしてください。認可保育所等と認可外保育施設、もしくは認可保育所等と幼稚園の両方に内定が決まった場合は、どちらかの施設をお選びください。両方に在園はできません。
※認可保育所等の入所を辞退して、認証保育所以外の認可外保育施設に入所した場合、認証保育所等保護者補助金は受給できません。

指数

- Q** 私の勤務先には育児・介護休業法に基づく育児短時間勤務制度があります。取得すると不利ですか？
- A** 利用調整指数は就業規則に基づく勤務時間（育児時間取得前）で決定するため、不利にはなりません。
ただし、実就労時間は月48時間以上必要です。

育休産休中の申込みについて

- Q** 第1子の育児休業中ですが、第2子を妊娠しています。第2子の育児休業も取得予定ですが、第1子の申込みはできますか？
- A** 第1子の育休から続けて第2子の産休、育児休業を取得される場合、第1子の申込みについては出産の要件で受付いたします。なお、出産要件で入園した場合は、第2子の出産後8週間（産休終了日の属する月末）までが保育実施期間（＝在園期間）となり、翌月以降は通園できません。引き続き保育所等の利用を希望する場合は、改めて新規入園の利用申込みを行ってください。
- Q** 保護者が就労中で、第1子の申込みを考えています。第2子妊娠中で出産後に育児休業取得の場合、申込みはできますか？
- A** できます。就労要件で申込み場合、入園日の時点で産休中であれば産後休暇明けの復職が条件になります。また、入園日の時点で育休中の場合は、入園した月の翌月1日までに育休中の職場に復職することが条件となりますのでご注意ください。

保育料

- Q** 私立園の保育料はいくらですか？
- A** 私立認可保育所と区立認可保育所の保育料は同額です。区役所で申込みを受付している認可保育所・認定こども園・地域型保育事業の保育料は同額です（延長保育利用料は除く）。給食の提供が行われていない認可居宅訪問型保育事業は、別途保育料を定めています。（P43）
認可外保育施設の保育料は各保育所等で設定していますので、直接お問合せください。
- Q** 離婚協議中のため配偶者の税書類が取得できません。ひとり親扱いになりますか？
- A** なりません。戸籍上婚姻関係が終了していないために、配偶者の課税証明書類が提出できない場合、最高階層で保育料を決定いたします。

その他の質問

- Q** 「中野区保育所等のご案内」を読んでもわからないことはメールで問合せできますか？
- A** 可能です。即日回答が欲しい方は電話にて問合せください。
また、申込みの締切日前後や結果発送日翌日等は電話も混み合います。そのため回答が遅くなる場合がございます。ご了承ください。
コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口相談ではなく電話やメールでのお問合せを推奨しています。
- Q** 4月1次入所申請書類の提出期間を教えてください。
- A** 10月4日（月）～11月5日（金）です。11月6日以降に受理した申請書類は4月2次入所の利用調整の対象になります。
- Q** 「中野区保育所等のご案内」の冊子や申請書類を郵送してもらうことはできますか？
- A** 申請書類のみ郵送できます。住所を書いた封筒に切手（定形外140円）を貼り、必要な書類を記入したもの（メモ紙等）と併せて保育入園係宛に送ってください。普通郵便で送付させていただきます。また、必要な書類が分からない場合はお問合せください。
「中野区保育所等のご案内」の冊子はホームページにてご覧になることができます。
- Q** ホームページの空き状況を見たら、希望する園の空きが0でした。空きが0の園でも申込みできますか？
- A** できます。ホームページの空き状況を更新後に入所辞退や退園があるため、数字は動きまます。希望する園の空きが0でもお申込みください。
- Q** 入所を辞退しても保留通知は発行されますか？
- A** されません。一度入所が承諾されると申請書は無効になります。再度申込みをされたい場合は改めて申請書類一式をご提出ください。

